

◇国民年金の年金額 改定後

	令和8年4月分～（年額）	
	昭和31年4月2日以降に生まれた方	昭和31年4月1日以前に生まれた方
老齢基礎年金 満額	847,300円	844,900円
障害基礎年金 1級	1,059,125円	1,056,125円
障害基礎年金 2級	847,300円	844,900円
遺族基礎年金 基本	847,300円	844,900円
子の加算	(第1子) 243,800円 (第2子) 243,800円 (第3子以降) 81,300円	

令和8年度の年金額の改定について

令和8年4月分（6月15日支払分）からの年金額は、法律の規定により、3月分までの年金額に比べ、1.9%引き上げとなります。

年金を受給されている方には、日本年金機構から、令和8年6月の年金が振り込まれる前に「年金額改定通知書」が届きます。

令和8年度の年金生活者支援給付金額の改定について

令和8年4月分（6月15日支払分）からの給付金額は、法律の規定により3月分までの給付金額に比べ、3.2%の引き上げとなります。

給付金を受給されている方には、日本年金機構から、令和8年6月の給付金が振り込まれる前に「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

◇年金生活者支援給付金額 改定後

	令和8年4月分～（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,620円*
障害年金生活者支援給付金 1級	7,025円
障害年金生活者支援給付金 2級	5,620円
遺族年金生活者支援給付金	5,620円

*基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等が改定されました（表1）。年間の保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

令和8年度から子ども・子育て支援金制度によるご負担（子ども分）をお願いします。

世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があり、令和8年度から軽減割合の引き上げ（7割軽減）と対象世帯が拡充（5割・2割軽減）されます。世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が表2の計算式で算出した金額以下になる場合、均等割額を軽減します。

なお、令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

表1 後期高齢者医療制度の保険料率等

年度		均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8・9年度 （年間）	医療分	58,748円	10.36%	850,000円
	子ども分※	1,385円	0.25%	21,000円
【参考】令和7年度（年間）		54,428円	11.04%	800,000円

※子ども分の保険料率は令和8年度分で、令和9年度の保険料率は令和8年度に算定します。

表2 均等割額軽減割合と軽減基準額

軽減割合	令和7年度	令和8年度
7割軽減※	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+30.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+31万円×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+56万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+57万円×（被保険者数）以下

※令和8・9年度の医療分に限り、7.2割軽減となります。